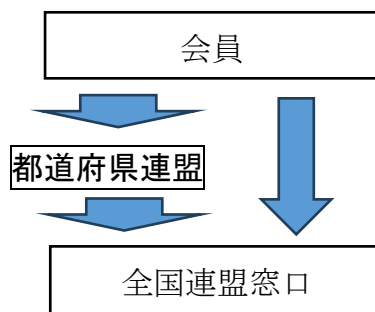


警備業連盟会員 各位

連盟相談窓口設置について

令和7年10月9日の全国警備業連盟理事等意見交換会の席上、連盟事務局内に「各種の相談、要望事項の受付窓口」を設置することを事務局からご説明しましたが、具体的な内容についてご案内いたします。

（相談等受付窓口のフロー）



＜相談事案＞
官公需入札、価格等、制度
問題、警備業務の疑問等

- ①全国連盟事務局あてに直接または都道府県連盟を通じてご相談（メール等）
- ②全国連盟事務局で検討した上で解決のための方向性を作成
- ③相談のあった都道府県連盟に回答
- ④事例・回答について会員各位へ周知

（注1）相談内容は警備業の業務上の疑問や課題等で、全国警備業連盟による相談への対応が、弁護士法、税理士法等に抵触しないものに限られます。

（注2）相談上知り得た営業情報、取引先情報等の秘密は厳守します。

（相談方法）

別紙様式に従い、可能な限り記載いただき、連盟あてにメールかFaxで送信ください。

宛先

メール “全国警備業 連盟” <zenkeiren@outlook.jp>

Fax 03-5213-4672

（相談事例）

（事例1）このチラシ警備業法違反じゃないの（令和7年1月）

＜概要＞

〇〇総研が派遣会社向けに誰でも簡単に警備業に参入可能（交通誘導請負業務）としたうたい文句でセミナーの参加募集チラシを配っていた。

＜対応＞

問題点を整理した上で、所管省庁である厚生労働省に情報を提供した。

（事例２）交通誘導で休憩交代要員が認めてもらえない（令和７年７月）

＜概要＞

警察許可の際の道路使用許可証に警備員配置図面に記載された（休憩交代要員を除く）警備員数に基づいて）警備員の人数を根拠に、発注の際に休憩交代要員について話し合いに応じてもらえない。

＜対応＞

本年の警備業協会と作成した要望書に以下の要望を織り込みました。

- ・本年６月から労働安全衛生規則で熱中症対策が強化されていることを踏まえ、交代要員の確保及び追加費用が警備料金の適正価格に含まれることを発注者側へ指導
- ・許可する警察署の交通課に交代要員の配置に応じてくれない事例があることから適切な指導

また、先に発注者側である建設業関係団体の長あてに出されている「建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について（要請）」を都道府県警備業連盟に情報提供しました。

（事例３）警備業務を警備業以外の業者が落札できるの（令和７年９月）

＜概要＞

県内の航空自衛隊が「イベントにおける駐車場誘導、保安検査及び交通誘導役務」の調達を実施し、例年、地元の警備業者が落札していたが、本年は地元ではない遠くの地域の建設会社が落札した。

＜対応＞

落札業者は〇〇府の建設会社。業務は警備業務を含む内容であり、仕様書では警備業法の適用を受ける旨の記述があるものの、調達当局は参加資格に「警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第４条の規定による認定を受けていること。」という資格要件を付していなかった。結果的に、請け負った建設業者は警備業者に再委託していたが、全体の業務に占める警備業務の比率が高いと思われ、警備業者を対象とするとした参加資格を付した方が合理的な調達と思われる。そのため、警備業協会に本件の情報を提供し、警察当局へ問題提起してもらえるよう依頼した。

(別紙様式)

< 事案の概要 >

< 要望内容／質問内容 >

< 理由／その他 >

< 所属 >

〇〇県警備業連盟

< 会社名・担当者 >

< 連絡先 >

メール :

電話 :